

表 6-7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種 区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域
 第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域
 (時間の区分) 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6-8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前 6 時から午後 10 時まで	夜間：午後 10 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。